

第2号議案

広域機関システム継続開発分に関する開発委託契約の変更について (案)

第101回理事会第7号議案の議決に基づき、株式会社日立製作所と締結した「電力広域的運営推進機関システム継続開発分に関する開発委託契約」について、広域機関と株式会社日立製作所との間で、今後の制度対応を見据え開発範囲の削減について合意に至ったことから、開発範囲及び委託料の変更を行うとともに、別紙1により株式会社日立製作所から納期延期等の申し出があったことから、納期日及び納期遅延に対する責任の変更を行い、変更覚書（別紙3）を締結する。

1. 契約変更内容

変更事項	変更前	変更後
開発範囲の変更	別紙2（開発委託仕様書 10. 開発仕様・要件）のとおり	別紙3（変更覚書の別紙の委託変更内容一覧）のとおり
委託料	円（税抜）	円（税抜）
納期	平成29年9月22日	平成30年3月22日
納期遅延に対する責任	変更前の納期を超える日から、一日あたり変更前の委託料に基づき、委託料の1,000の1に相当する金額を支払う。	変更前の納期を超える日から、一日あたり、 <u>変更後</u> の委託料に基づき、委託料の1,000の1に相当する金額を支払う

2. 契約日 準備完了次第

以 上

【添付資料】

別紙1：納期延期等申し出書（株式会社日立製作所）

別紙2：開発委託仕様書（平成29年3月）

別紙3：開発委託契約書変更覚書